

国家公安委員会告示第四十一号

道路交通法（昭和三十三年法律第五号）第八十二条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十五年十一月十三日

国家公安委員会委員長 古閑 圭司

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条 交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

第3章第1節1(8)中「しましょう。」の次に「また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。」を加え、同節1(9)中「しましょう。」の次に「夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。」を加え、同節1に次のように加える。

- (10) 自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

第3章第2節1(3)中「路側帯」を「道路の中央から左の部分に設けられた路側帯」に改める。

第3章第2節4(6)中「なりません。」の次に「また、点字ブロックの上や近くには駐車しないようにしましょう。」を加える。

第8章第1節3中「服装をしましょう」を「服装をし、できるだけプロテクターを着用しましょう」に改める。

(交通安全教育指針の1部改正)

第11条 交通安全教育指針の1部を次のように改正する。

第2章第1節2中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 自転車に乗車する場合の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を理解させることにより、安全に自転車に乗車することができるようにする。

イ 内容

自転車に乗車する場合は、乗車用ヘルメットを着用し、シートベルトを備えている幼児用座席ではシートベルトを着用するように指導する。また、幼児用座席ではみだりに動いたり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように指導する。

第2章第1節4中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 幼児が安全に自転車に乗車するために必要な事項

自転車は駐停車時でも転倒の危険があるので、自転車に乗り降りする場合は、平坦な場所においてスタンドを使用するなど、保護者が十分な注意を払い、周囲の安全を確認してから幼児を乗り降りさせるようにするとともに、自転車から降りる場合は、幼児が急に道路に飛び出さないように注意するよう指導する。また、幼児を自転車に乗車させる場合は、乗車用ヘルメットを着用させるだけでなく、シートベルトを備えている幼児用座席ではシートベルトを着用させるようにすること及び幼児が幼児用座席でみだりに動いたり、ハンドルに触れるなど運転操作の支障になるような行動をとったりしないように注意することを指導する。

第2章第2節2(4)イ(イ)中「及び目立つ色の服装をすること」を「、目立つ色の服装をすること及び反射

材用品等を着用すること」に改め、同節 2 (4)イ (㊦) b 中「路側帯」を「道路の中央から左の部分に設けられた路側帯」に改める。

第 2 章第 5 節 2 (2)イ (㊦) b (a) 中「適した服装」の次に「、プロテクター」を加える。

第 2 章第 5 節 4 (2)イに次のように加える。

(㉑) 正しい駐車方法

(㉒) 交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入の必要性

## 附 則

この附則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十一月一日）から施行する。